

令和8年1月23日

お知らせ

課名	農産課
担当	山田、佐藤
内線	3823、3825
直通	086-226-7420

「岡山県農業経営基本方針（素案）」へのご意見を募集します

県では、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けた目標等を定めた「岡山県農業経営基本方針」を策定しています。

このたび、この基本方針を改定するにあたり、県民の意見を募集しますので、お知らせします。

記

1 方針（素案）の公開の方法

県農産課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載しているほか、同課（県庁7階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口、きらめきプラザに備え付けておりますので、職員までお気軽にお声がけください。

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、年齢、関係項目名（どの部分についての意見か）を明記の上、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

（1）郵送

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県農林水産部農産課扱い手育成班あて

（2）ファクシミリ

FAX：086-224-1278

（3）電子メール

nosan@pref.okayama.lg.jp

（4）インターネット

※パブリック・コメント入力フォームはこちら

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54391



3 募集期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月25日（水）まで

4 ご意見等の取り扱い

ご提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方や、方針（素案）を修正した場合の内容などを今回の方針素案の公表と同様の方法により公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示し出来ない場合があります。

岡山県農業経営基本方針（素案）の概要

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

- 1 岡山県農業の概況
- 2 岡山県農業の将来展望
- 3 担い手育成の基本的な方向

（1）育成すべき担い手の目標数

区分	目標 令和17年	参考	
		現行目標 (令和12年)	令和6年実績
育成すべき担い手	3,800 経営体	4,000 経営体	3,961 経営体
新規認定農業者	135 経営体/年	540 人/4年 (135 人/年)	153 経営体/年
認定農業者の法人数	590 法人 (10 法人/年の純増)	—	10 法人/年
新規就農者	600 人/4年 (150 人/年)	750 人/5年 (150 人/年)	151 人/年

（2）効率的かつ安定的な農業経営の目標

- 効率的かつ安定的な農業経営を目指す者

年間農業所得：概ね500万円、年間労働時間：1,800時間程度

- 新たに農業経営を営もうとする青年等

〔就農から5年目時点で、年間農業所得：200万円以上
年間労働時間：1,200時間以上〕

第2章 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

認定農業者等が目指す経営の指標として、県内を4地域（岡山平野、吉備高原、津山盆地、中国山地）に区分し、土地利用型部門、園芸部門、畜産部門の合計20の営農類型モデルを提示

第3章 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新規就農者が目指す経営の指標として、新規参入事例が多い6の営農類型モデルを提示

第4章 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

県と市町村、農業関係団体等が相互に連携して担い手の確保・育成に取り組むため、岡山県農業経営・就農支援センターや岡山県担い手育成総合支援協議会などの支援体制及び役割分担を明記

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

- 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
- 2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項